

平成 24 年 第1回まんのう町議会定例会議録(第1号)

平成24年3月19日 開 議 午前9時30分

日程第 1	大岡議長	おはようございます。 ただ今の出席議員は16名であります。 定足数の達しておりますので、ただ今より定例会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 青野進君。
	青野議会事務局長	それでは御報告申し上げます。 各常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。 次に、地方自治法第190の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定に基づく委員会提出議案1件を受理いたしました。 次に、会議規則第14条の規定に基づく議員提出議案1件を受理いたしました。 次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書受理いたしました。 以上で報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。 日程第1 本日の議事日程等について議会運営委員会の報告をお願いします。 議会運営委員長 大西豊君。
	大西豊議会運営委員長	議会運営委員会の御報告を申し上げます。 3月15日、午後1時30分より、第1委員会委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告します。 議員定数条例の制定については、2名減の16名で、委員会として上程、併せて委員会条例の一部改正についても発議として上程します。 また、政務調査費の交付に関する条例作成については、政策充実特別委員会にお願いすることになりました。 それでは、お手元に配付されております議事日程第3号について、御説明申し上げます。

大西豊議会 運営委員長	日程第 1	議会運営委員会の報告	議会運営委員長
	日程第 2	会議録署名議員の指名	
	日程第 3	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第 4	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
	日程第 5	付託案件の委員長報告	総務常任委員長
	日程第 6	議案第 3 号	まんのう町デマンドタクシー条例の制定について
	日程第 7	議案第 5 号	まんのう町介護保険条例の一部改正について
	日程第 8	議案第 9 号	まんのう町水道事業剰余金の処分等に関する条例の制定について
	日程第 9	議案第 1 0 号	まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について
	日程第 1 0	議案第 1 1 号	丸亀市との定住自立圏形成協定の締結について
	日程第 1 1	議案第 1 2 号	塩入辺地に係る総合整備計画の変更について
	日程第 1 2	議案第 1 3 号	まんのう町道路線の認定について
	日程第 1 3	議案第 1 4 号	字の区域の変更について
	日程第 1 4	議案第 1 5 号	平成 2 3 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号
	日程第 1 5	議案第 1 6 号	平成 2 3 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号
	日程第 1 6	議案第 1 7 号	平成 2 3 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号
	日程第 1 7	議案第 1 8 号	平成 2 3 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 2 号
	日程第 1 8	議案第 1 9 号	平成 2 3 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 1 号
	日程第 1 9	議案第 2 0 号	平成 2 3 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 1 号
	日程第 2 0	議案第 2 1 号	平成 2 4 年度まんのう町一般会計予算案
	日程第 2 1	議案第 2 2 号	平成 2 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案
	日程第 2 2	議案第 2 3 号	平成 2 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案
	日程第 2 3	議案第 2 4 号	平成 2 4 年度まんのう町介護保険特別会計予算案
	日程第 2 4	議案第 2 5 号	平成 2 4 年度まんのう町診療所特別会計予算案
	日程第 2 5	議案第 2 6 号	平成 2 4 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案

日程第 2 日程第 3	大西豊議会 運営委員長	日程第 2 6 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度まんのう町下水道特別会計予算案 日程第 2 7 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案 日程第 2 8 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案 日程第 2 9 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度まんのう町水道事業会計予算案 日程第 3 0 議案第 3 3 号 まんのう町特別職の給与減額に関する条例の制定について 日程第 3 1 発委第 1 号 まんのう町議会議員の定数を定める条例の制定について 日程第 3 2 発議第 1 号 まんのう町議会議員条例の一部改正について 日程第 3 3 閉会中の継続調査について 以上の日程で意見の一致を見、午後 2 時 3 0 分、委員会を閉会しました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。 議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 4 番 白川正樹君、5 番 本屋敷崇君を指名いたします。 日程第 3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 高木堅君。 教育民生常任委員会の報告をいたします。 3 月 7 日、8 日、委員全員出席し、議長も同席し、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席のもとに第 1 委員会室において、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。 3 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 5 号、議案第 1 6 号から議案第 1 8 号、議案第 2 0 号、議案第 2 2 号から議案第 2 5 号、議案第 2 9 号の 1 0 案件であり、本会議に引き続き、執行より詳細説明があり、慎重に審査	即 決
	大岡議長		即 決
	高木教育 民生常任 委員長		

	高木教育 民生常任 委員長	を行ったわけです。 議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正については、基金残高の額についての質疑があり、執行部より、今までは介護保険では予算書の中で基金残高を説明してなかったが、今後は、基金残高がわかるように改善することとでございます。 また委員より、目標値の積算についての質疑があり、執行より役場西側にできる施設は施設介護ではなく居宅介護であり、目標値については、コンサルと十分協議して作成しているとのこととでございます。 議案第 16 号 平成 23 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号については、レセプト点検についての質疑があり、執行部よりレセプト点検は請求の審査をしているのであって、治療の内容には、はいれないとのこととでございます。 議案第 17 号 平成 23 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号については、執行部より、後期高齢者医療連合負担金の負担割合の変更による増額との説明がありました。 議案第 18 号 平成 23 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 2 号については、執行部より、ほとんどがルールに基づく国、県への精算の事業実績に伴う変更であるとの説明がありました。 議案第 20 号 平成 23 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算第 1 号については、執行部より、浄化槽施設管理者委託料は汚泥の抜取りの減による変更であるとの説明がありました。 議案第 22 号 平成 24 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案については、執行部より、平成 22 年度の伸びが極めて大きかったため、平成 23 年度の予算見積額が大きくなった。今年度は、より精査して見積りをしたとの説明がありました。 議案第 23 号 平成 24 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案については、説明を受け審査を行いました。 議案第 24 号 平成 24 年度まんのう町介護保険特別会計予算案については、自己負担額についての質疑があり、執行部より要介護度により公費負担の限度額があり、それ以上は全額が自己負担になるとのこととでございます。 議案第 25 号 平成 24 年度まんのう町診療所特別会計予算案については、退職手当組合負担金について質疑があり、執行部より、医師 1 名、看護師 3 名分の金額であるとのこととでございます。 議案第 29 号 平成 24 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案については、委員より、一時借入金の借入れの最高額を見直すよう意見がありました。 次に、平成 23 年度一般会計補正予算案、平成 24 年度一般会計予算案の教育民生常任委員会関係部分についての委員会の質疑を行いました。 平成 23 年度の一般会計補正予算案については、委員より、残骨灰の処分についての質疑があり、執行部より、年度末に業者に
--	------------------------------	---

	高木教育 民生常任 委員長	委託して処分を行っているとのことでございます。 また、健康生きがい事業委託料の減額についての質疑があり、執行部より、診断を受けずに施設の利用だけの利用者が多かったために減額になったとのことでございます。 また、保育所、幼稚園、小・中学校の予算の減額についての質疑があり、執行部より、学校側とヒアリングを2回行い、協議しながら行ったとのことでございます。 平成24年度の一般会計補正予算案については、委員より、保育所運営費についての質疑があり、執行部より、公立保育所の人件費は給与担当課での予算計上になるため、私立と運営費の計上の額が違うとのことでございます。 また、かりんバス運行事業の内容についての質疑があり、執行部より温泉以外に健康相談、学校関係等の送迎の運行にも行っているとのことでございます。 また、霊柩車の運転業務委託の業者選定についての質疑があり、執行部より、町内のタクシー業者から毎年見積りをとって選定しているとのことでございます。 また、祭壇組立・運搬業務委託の業者選定についての質疑があり、執行部より、2社から見積りを取り選定しており、契約者から異議がない場合は契約が5年間継続とのことでございます。 また、委員より、公用車を買換える時には、それまで使用していた公用車は下取りをするようにと意見がありました。 また、小学校トイレの洋式化についての質疑があり、執行部より、各学校から要望があったものを、修繕費に計上しているとのことでございます。 総務常任委員会報告する事項としては、敬老祝金、敬老会等については、予算縮減に努め、今後はできるだけ子育て支援関係に予算をつけるように検討してほしい。 その他についての質疑があり、執行部の答弁があり、教育民生常任委員会関係部分については、おおむね委員も了承し、理解してくれたものと思います。 付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次のとおり決定いたしましたで、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 <table border="0"> <tr> <td>議案第 5号</td> <td>まんのう町介護保険条例の一部改正について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第16号</td> <td>平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第4号</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第17号</td> <td>平成23年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号</td> <td>全会一致で可</td> </tr> </table>	議案第 5号	まんのう町介護保険条例の一部改正について	全会一致で可	議案第16号	平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第4号	全会一致で可	議案第17号	平成23年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号	全会一致で可
議案第 5号	まんのう町介護保険条例の一部改正について	全会一致で可									
議案第16号	平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第4号	全会一致で可									
議案第17号	平成23年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第1号	全会一致で可									

日程第 4	高木教育 民生常任 委員長	議案第 1 8 号 平成 2 3 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算第 2 号 全会一致で可 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 1 号 全会一致で可 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案 全会一致で可 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案 全会一致で可 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度まんのう町介護保険特別会計予算案 全会一致で可 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度まんのう町診療所特別会計予算案 全会一致で可 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案 全会一致で可 とすることとなりました。 以上で、付託案件の審査の報告にかえさせていただきます。 また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。
	大岡議長	これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 藤田昌大君。
	藤田建設 経済常任 委員長	建設経済常任委員会の委員長報告を行います。 3 月 5 日・6 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員出席し、執行より町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと建設経済常任委員会を開催いたしました。 3 月定例会会議におきまして、当委員会の一括付託された案件は、議案第 9 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 9 号、議案第 2 6 号から 2 8 号、議案第 3 0 号の 8 案件あり、本会議に引き続き、執行部より詳細説明がありました。

	藤田建設 経済常任 委員長	議案第9号 まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、執行部より、まんのう町は今までいろんな事業をしてきたが、資本的剰余金は発生していない。しかし、今後発生した場合に条例に基づいて欠損金、減債積立金、建設改良積立金に充当するとの説明がありました。 議案第19号 平成23年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第1号については、執行部より、県の処理場施設改良工事繰越に伴う建設負担金の繰越との説明がありました。 議案第26号 平成24年度まんのう町簡易水道特別会計予算案については、施設整備費についての質疑があり、執行部より、昨年の台風時に水源の地蔵前ダムに土砂が入り、県に確認をし、浚渫工事を行うとのことでありました。 委員より下水道使用料収入の精算根拠について質疑があり、執行部より、22年度の実績と23年度の経過を勘案して算出したとのことでありました。 議案第27号 平成24年度まんのう町下水道特別会計予算案については、平成23年度の未納使用料についての取扱いについて質疑があり、執行部より平成24年度においては、過年度使用料として取扱うとのことでありました。 議案第28号 平成24年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案については、処理場施設保守点検委託業者の選定についての質疑があり、執行部より、町内の2社を含めた6社から見積りを取り実施しているとのことでありました。 議案第30号 平成24年度まんのう町水道事業会計予算案については、施設災害保険料の増額について質疑があり、執行部より、平成23年度に保険料を使用したため、保険料額が上がったとのことでありました。 議案第13号 まんのう町道路線の認定について、議案第14号 字の区域の変更については、詳細な現地調査を行いました。 次に、平成23年度一般会計補正予算案、平成24年度一般会計予算案の建設経済常任委員会関係部分について質疑を行いました。 平成23年度一般会計補正予算案については、執行部より、かりん亭事業収入については、当初予算では平成21年度収入の5%アップで精算したが、22年度実績及び本年度実績見込みによる減額との説明がありました。 また、委員より満濃池ハザードマップの作成についての質疑があり、執行部より被害を受ける市町で作成し、満濃池土地改良区は関係しないとのことでありました。 また、委員より、一般失業対策事業費の有害鳥獣対策事業費減額についての質疑があり、執行部より、緊急雇用による人件費であり、雇用期間の短縮による減額とのことでありました。 平成24年度一般会計予算案については、委員より安全施設の整備箇所についての質疑があり、執行部より、町政懇談会等であ
--	------------------------------	--

	藤田建設 経済常任 委員長	望のあった箇所を取りまとめて実施するとのことでありました。 また、委員より、施設整備等保守委託料のP F I 事業の一括管理との関連について質疑があり、執行部より、庁舎とかりん会館はP F I 事業の一括管理には入っていないとのことでありました。 また、委員より、農業委員会費の報酬についての質疑があり、執行部より、報酬額については近隣の調査をするとのことでありました。 また、委員よりハザードマップの作成業者の選定方法について質疑あり、執行部より、県内に事業所がある5社から6社を選定し、プロポーザル方式で決定するとのことでありました。 総務常任委員会に報告する事項としては、農業の担い手育成に関する新規事業については周知を徹底すること。土地改良事業については継続が多いが、今後十分に精査すること。土木負担金等について、今後十分に精査すること。林道について、今後有効的な利用方法を考えること。町道の草刈、維持管理については地域の自治会の活性化、費用の削減のため、シルバー等の委託料と地元自治会に委託する方法を検討すること。 その他についても質疑、意見がありましたが、執行部の答弁もあり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し、了解したものと思います。 付託された案件につき慎重に審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 <table border="0"> <tr> <td>議案第 9 号</td><td>まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第13号</td><td>まんのう町道路線の認定について</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第14号</td><td>字の区域の変更について</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第19号</td><td>平成23年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第1号</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第26号</td><td>平成24年度まんのう町簡易水道特別会計予算案</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第27号</td><td>平成24年度まんのう町下水道特別会計予算案</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第28号</td><td>平成24年のまんのう町農業集落排水特別会計予算案</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第30号</td><td>平成24年度まんのう町水道事業会計予算案</td><td>全会一致で可</td></tr> </table> とすることになりました。 以上が付託案件の審査報告であります。	議案第 9 号	まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	全会一致で可	議案第13号	まんのう町道路線の認定について	全会一致で可	議案第14号	字の区域の変更について	全会一致で可	議案第19号	平成23年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第1号	全会一致で可	議案第26号	平成24年度まんのう町簡易水道特別会計予算案	全会一致で可	議案第27号	平成24年度まんのう町下水道特別会計予算案	全会一致で可	議案第28号	平成24年のまんのう町農業集落排水特別会計予算案	全会一致で可	議案第30号	平成24年度まんのう町水道事業会計予算案	全会一致で可
議案第 9 号	まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	全会一致で可																								
議案第13号	まんのう町道路線の認定について	全会一致で可																								
議案第14号	字の区域の変更について	全会一致で可																								
議案第19号	平成23年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第1号	全会一致で可																								
議案第26号	平成24年度まんのう町簡易水道特別会計予算案	全会一致で可																								
議案第27号	平成24年度まんのう町下水道特別会計予算案	全会一致で可																								
議案第28号	平成24年のまんのう町農業集落排水特別会計予算案	全会一致で可																								
議案第30号	平成24年度まんのう町水道事業会計予算案	全会一致で可																								

日程第 5	藤田建設 経済委員長 大岡議長	また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。
	本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 議案第 9 号なんですけど、普通に考えれば決算時の承認ではなく、処分時の承認とすることの方が、議会の立場としては望ましいと思うんですけども、そのあたりの話として、建経ではどのような意見が出たのか。
	大岡議長	10 番 藤田昌大君。
	藤田建設 経済常任 委員長	本屋敷議員の質疑に対して答弁を行います。 議案第 9 号についてはですね、具体的な部分が今まで発生しないという部分で説明がありまして、将来的にはですね、多分ないだろうという予測でありますけれども、もし、その事案が生じた時には、こういう処理をしなければならないという指導があったので、こういう条例をですね、制定したということでもありますので、多分、事案はないだろうという想定は話をしました。以上です。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 川原茂行君。
	川原総務 常任委員長	総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。 3 月 9 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席し、執行より、副町長、所管担当課長全員の出席のもと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。 また、3 月 12 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員、議長同席し、執行部より、町長、副町長、所管担当課長全員の出席

川原総務 常任委員長	のもと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。 また、3月14日、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席し、執行部より町長、副町長、所管担当課長全員の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。 3月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案第3号、議案第10号から議案第12号、議案第15号、議案第21号、議案第33号の7案件であります。 初めに、議案第15号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案第5号、議案第21号 平成24年度まんのう町一般会計予算案につきまして、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より各委員会での質疑等についての報告がありました。 その後、付託案件につき、本会議に引き続き、執行部より詳細説明を受け、各委員より質疑・意見がありました。 議案第15号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案第5号につきましては、委員より、地域生活バス維持補助金についての質疑があり、執行部より、まんのう町区間と琴平営業所までの区間について補助をしており、これ以外の部分については、補助金の算定には入っていないとのことであります。 また委員より、改正省エネルギー法への対応についての質疑があり、執行部より、昨年に電気を使う全ての町の施設について調査し、今年度からそのデータをもとに計画的にエネルギーの削減政策を実施しているとのことであります。 また、委員より、財政調整基金の積立てについての質疑があり、執行部より、歳入と歳出のバランスの中で、余裕が出たために積立てたとのことであります。 議案第21号 平成24年度まんのう町一般会計予算案につきまして、委員より、固定資産税の減額についての質疑があり、執行部より、ここ3年で約100件の新築があったが、平成24年度は3年に1度の評価額の見直しの年になり、見直しによる評価額の減額の方が大きいとのことであります。 また、委員より、コピー機の一括管理について質疑があり、執行部より、現在リース期間が残っているものについては入っていないが、リース終了後に一括管理の方へ入るとのことであります。 また、委員より、仲南地区バレーボール大会についての質疑があり、執行部より、総合的に判断し、今後は全町的な大会等への見直しを考えるととのことであります。 委員より、高校生通学バス補助金についての質疑があり、執行部より、現在22名の利用者があり、丸亀、善通寺への定期券での利用者が多いとのことであります。 委員より、自主防災組織補助金の周知についての質疑があり、執行部より、4月からの町政懇談会で説明し、周知するとのこと
-----------------------	--

川原総務 常任委員長	でありました。 なお、本議案については、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会より、それぞれ報告事項がありましたが、委員会で協議をいたしたところであります。 議案第３号 まんのう町デマンドタクシー条例の制定については、委員より琴南地区の運行変更についての質疑があり、執行部より、地域交通協議会に提案するとのことでありました。 議案第１０号 まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定については、委員より協定内容の変更についての質疑があり、執行部より協定書の中に変更・見直しについての項目も入れるので、協定後に内容を変更するのは可能であるとのことでありました。 議案第１１号 丸亀市との定住自立圏形成協定の締結については説明を受け、審査を行いました。 議案第１２号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更については、執行部より、辺地計画の変更との説明がありました。 議案第３３号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定については、委員より、処分の内容についての質問があり、執行部より、処分委員会では減額率が高いのではないかという意見もあったが、町長、副町長からの申出があり、今回の決定になったとのことでありました。 再度、総務委員会を開催し、十分に協議した結果、執行部も十分に理解を示した上で、最終的に付帯決議は提出しないこととなりました。 以上、付託されました案件につき、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会の報告を踏まえ、慎重に審査した上で、次のとおり決定しましたので、会議規則第７７条の規定により、その結果を報告いたします。 <table border="0"> <tr> <td>議案第 ３号 まんのう町デマンドタクシー条例の制定について</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第１０号 まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第１１号 丸亀市との定住自立圏形成協定の締結について</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第１２号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第１５号 平成２３年度まんのう町一般会計補正予算案第５号</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第２１号 平成２４年度まんのう町一般会計予算案</td><td>全会一致で可</td></tr> <tr> <td>議案第３３号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定について</td><td>全会一致で可</td></tr> </table> とすることとなりました。	議案第 ３号 まんのう町デマンドタクシー条例の制定について	全会一致で可	議案第１０号 まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について	全会一致で可	議案第１１号 丸亀市との定住自立圏形成協定の締結について	全会一致で可	議案第１２号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について	全会一致で可	議案第１５号 平成２３年度まんのう町一般会計補正予算案第５号	全会一致で可	議案第２１号 平成２４年度まんのう町一般会計予算案	全会一致で可	議案第３３号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定について	全会一致で可
議案第 ３号 まんのう町デマンドタクシー条例の制定について	全会一致で可														
議案第１０号 まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について	全会一致で可														
議案第１１号 丸亀市との定住自立圏形成協定の締結について	全会一致で可														
議案第１２号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について	全会一致で可														
議案第１５号 平成２３年度まんのう町一般会計補正予算案第５号	全会一致で可														
議案第２１号 平成２４年度まんのう町一般会計予算案	全会一致で可														
議案第３３号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定について	全会一致で可														

日程第 6	川原総務 常任委員長	以上が付託案件審査の報告です。 また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。
	大岡議長	これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。
	田岡議員	2 番 本屋敷崇。失礼、2 番 田岡秀俊君。 議案 3 3 号に関してですけれども、この議案は、この案件は、初日に議運の方の報告で即決というふうなことであったのですが、全会一致で総務委員会付託というような経緯をたどったこともあります。 先ほどの委員長報告では、町長、副町長の 1 0 0 分の 2 0 というのが少し重いのではないかというふうな意見はあったということですが、それ以外の意見があったのかどうかと、そういういきさつがありますので慎重な審議はされたと思いますけれども、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。
	大岡議長 川原総務常 任委員長	1 3 番 川原茂行君。 ただ今の田岡議員の質問でございますが、我々も総務委員会として、こういう問題は、特に慎重を期して意見を交換いたしました。そういう中で、町長さん、副町長さんがあえて、こういうことにしてくださいというような内容としての判断を総務委員会で受け止めたのでそれを了解したと、こういうことでございます。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 6 議案第 3 号 まんのう町デマンドタクシー条例の制定についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり）

日程第 7	大岡議長	討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 3 号 まんのう町デマンドタクシー条例の制定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 7 議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 8 議案第 9 号 まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。
日程第 8		

日程第 9	大岡議長 本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 ただ単純にですね、議会の権能を考えた時に、これらの事象がですね、発生した場合に、決算時の承認とするのか、処分時の承認とするのかと考えた場合には、処分時の承認することが望ましいと思いますので、この条例の制定に関しては、反対させていただきます。
	大岡議長	次に本案に対する賛成討論の発言を許します。 (委員長、言えよ。)
	10 番 藤田昌大君。	
	賛成討論いたします。	
	藤田議員	議案を出された部分でですね、事案があんまり発生しないであろうということでありまして、そういった部分についてはですね、やはりこういった事例を、項目をですね、作っておかなければややこしいことになるだろうという部分がありますので、慎重審議した結果ですね、可決ということになりましたので、賛成討論としたいと思います。以上です。
	大岡議長	これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 9 号 まんのう町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立) 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 9 議案第 10 号 まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。

日程第 10	大岡議長	これより、議案第 10 号 まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 10 議案第 11 号 丸亀市との定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 11 号 丸亀市との定住自立圏形成協定の締結についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 11		日程第 11 議案第 12 号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

日程第 12	大岡議長	これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 12 号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 13		日程第 12 議案第 13 号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 13 号 まんのう町道路線の認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 13 議案第 14 号 字の区域の変更についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり）

日程第 14	大岡議長	討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 14 号 字の区域の変更についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 14 議案第 15 号 平成 23 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 15 号 平成 23 年度まんのう町一般会計補正予算案第 5 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 15 議案第 16 号 平成 23 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。
日程第 15		

日程第 16	大岡議長	(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 16 号 平成 23 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 4 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 16 議案第 17 号 平成 23 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 17 号 平成 23 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 御異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 17 議案第 18 号 平成 23 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。
日程第 17		

日程第 18	大岡議長	討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 18 号 平成 23 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 2 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 18 議案第 19 号 平成 23 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 19 号 平成 23 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 19 議案第 20 号 平成 23 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。
日程第 19		

日程第 20	大岡議長	これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 20 号 平成 23 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで議場の時計で、10 時 40 分まで休憩いたします。 （休憩 午前 10 時 25 分） それでは、休憩を戻しまして、会議を再開いたします。 （再開 午前 10 時 40 分） 日程第 20 議案第 21 号 平成 24 年度まんのう町一般会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 21 号 平成 24 年度まんのう町一般会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
---------------	-------------	--

日程第 21	大岡議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより議案第 2 2 号 平成 2 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。
日程 2 2		よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 3 号 平成 2 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

日程第 23	大岡議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 23 議案第 24 号 平成 24 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 24 号 平成 24 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
日程第 24		(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 24 議案第 25 号 平成 24 年度まんのう町診療所特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 (「異議なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 25 号 平成 24 年度まんのう町診療所特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

日程第 25	大岡議長	本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 25 議案第 26 号 平成 24 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 26 号 平成 24 年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 26		日程第 26 議案第 27 号 平成 24 年度まんのう町下水道特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 27 号 平成 24 年度まんのう町下水道特別会計予算案を採決いたします。

日程第 27	大岡議長	本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 27 議案第 28 号 平成 24 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 28 号 平成 24 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 28		日程第 28 議案第 29 号 平成 24 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。

日程第 29	大岡議長	これより、議案第 29 号 平成 24 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 29 議案第 30 号 平成 24 年度まんのう町水道事業会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 30 号 平成 24 年度まんのう町水道事業会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 30		日程第 30 議案第 33 号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

日程第 32	大岡議長	2 番 田岡秀俊君。
	田岡議員	現在、まんのう町議会の定数が 18 名、それを 16 名にするという、2 名減ということですから、それによってどれぐらいコスト減、その削減額ですね、大体どれぐらいになるかということをお伺いいたします。
	大岡議長	12 番 大西豊君。
	大西豊議会 運営委員長	申し上げます。23 年度の議員 1 人当たりの報酬、年間について、まず説明をさせていただきます。 この計算では、報酬だけの金額で費用弁償、共済負担金は含まれておりません。報酬、議員 1 人当たり 29 万×12 か月、348 万。ボーナス 6 月、報酬 29 万円×1.15×1.4 か月、46 万 6,900 円。ボーナス 12 月、報酬 29 万×1.15×1.5 か月、50 万 2,500 円。合計 444 万 7,150 円。議員 1 人、年間 444 万 7,150 円×4 年、1,778 万 8,600×2 です。以上です。
	大岡議長	他に質疑はありませんか。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております発委第 1 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、発委第 1 号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 32 発議第 1 号 まんのう町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

	大岡議長 大西豊議員	提出者 大西豊君。 まんのう町議会委員会条例の一部改正の理由について。 ただ今議題になっております発議第1号 まんのう町議会委員会条例の一部を改正について提案理由を申し上げます。 この議案は、先ほどの発委第1号 まんのう町議員の定数を定める条例を制定可決されたことにより、まんのう町議会委員会条例の改正が必要となったため、所要の改正を行うものであります。 議案書2枚目をごらんください。 議員定数2名の減となりますので、教育民生常任委員会と建設経済常任委員会の定数をそれぞれ1名減とし、改正前の下線部6人を改正後の下線部5人と改めるものでございます。 なお、議員定数条例と同様、交付の日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙より適用するものであります。 以上、審議を賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。
	大岡議長	

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

		平成24年3月19日
--	--	-------------------

		まんのう町議会議長
--	--	------------------

		まんのう町議会議員
--	--	------------------

		まんのう町議会議員
--	--	------------------

--	--	--